マージン率等に係る情報

2025 年 6 月 1 日

〒556-0011 大阪市浪速区難波中 1-3-18
株式会社ニチワシステム
代表取締役　洪　理恵

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

１．派遣労働者数	27 名
２．派遣先企業数	11 社
３．労働者派遣料金の平均額	32,342 円
４．労働者派遣者の賃金平均額	18,825 円
５．派遣事業報告に基づくマージン率	43.9%

６．教育訓練に関する事項

種　　類	方法	有給･無給	実施主体	実施期間	負担費用
セキュリティ教育	集合教育	有給	弊社	年 2 回	なし
新規採用者訓練	集合教育	有給	弊社	約 2 ヶ月	なし
段階別教育訓練	集合教育	有給	弊社	年 6 回	なし

※マージン率に含まれる費用

社会保険料		健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料 雇用保険料・労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得・慶弔時に係る賃金 （派遣先には請求できません）
残業補填料		平均 20～30 時間相当分(契約内容により請求できない場合)
運営管理費	健康診断費用	一般検診・生活習慣病検診の受診費用
	社員募集費用	社員の募集に係る各種費用（媒体、人材紹介）
	就業管理費用	派遣労働者の就業に係る費用 （教育訓練・事務管理費用、待機者の給与等）
	その他営業費用	管理・営業要員の人件費及び活動費、法定手続費用 事務所費用、通信費等
営　業　利　益		労働者派遣料金から労働者の賃金・社会保険料・ 有給休暇費用・残業補填料・運営管理費を差し引いた利益

※マージン率は、以下の計算方法により算出しております。

マージン率＝（（派遣料金平均額－賃金平均額）÷派遣料金平均額）×100

労働者派遣法 第30条の4第1項の協定に関する事項

労使協定締結:締結している　労使協定対象労働者の範囲:全ての派遣労働者

労使協定の有効期間 :2025 年 4 月 1 日 から 2026 年 3 月 31 日 まで